

医療ひっ迫宣言について

令和5年1月30日
秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部

昨年11月からの新型コロナウイルス感染者数の増加や病床使用率の上昇等を鑑み、医療のひっ迫を避けるため、12月7日に医療ひっ迫宣言を行った。

1月に入り、新規感染者数・病床使用率ともに数値が減少しており、宣言継続の必要性について、今後1～2週間の状況を見極めていく。

県民の皆様、事業所等の皆様には、日頃の感染対策に加え、引き続き次の事項へのご協力をお願いする。

【県民の皆様へ】

(1) 基本的事項

- 新型コロナワクチン及びインフルエンザワクチンの速やかな接種
 - ・ワクチン接種により、発症や重症化を防ぐ効果が期待されることから、重症化リスクの高い方や、若い世代の方、1回目・2回目接種を終えられていない方の早めの接種と、インフルエンザワクチン接種の積極的な検討
- 感染に備えた準備
 - ・薬（常用薬、解熱鎮痛薬等）、新型コロナ抗原定性検査キット、体温計、日持ちする食料等の購入
 - ・発熱があった際の行動や相談先の確認
 - ・検査キット配付・陽性者登録センター、診療・検査医療機関に関する情報の入手先として、総合案内窓口のほか「新型コロナウイルス感染症保健医療情報ポータルサイト」や、LINEにより問い合わせ可能な「秋田県新型コロナ対策パーソナルサポート」の活用
- 基本的な感染対策の徹底（マスクの着用、手洗い、換気）
 - ・基本的な感染対策をしっかりとること
 - ・寒さ対策をしながら定期的に換気すること
- 医療機関が発行する検査結果や治癒の証明書を求めない

(2) 受診・療養への協力

- 【外来】重症化リスクの高い患者（高齢者、基礎疾患を有する方、妊婦）、子どもの患者
 - ・地域の「診療・検査医療機関」又は「かかりつけ医」への速やかな予約・受診
- 【外来】重症化リスクの低い患者（「重症化リスクの高い患者」以外）
 - ・検査キットによる自己検査を
 - ・陽性反応があった場合は、陽性者登録センターを活用した陽性者登録を行い、陽性と診断された場合には療養支援の情報を取得し、自宅療養すること
 - ・受診を希望する場合は事前に連絡し、できるだけ平日の日中に受診すること
 - ・症状が重い場合は速やかに診療・検査医療機関等を受診すること
- 【入院】患者及び入院患者の家族
 - ・入院患者の早期の転院や退院による病床確保への理解

【事業所等の皆様へ】

- 学校、教育・保育施設における感染対策
 - ・クラスター発生を抑制するため、学校現場等における基本的な感染対策の徹底
- 業務継続計画の確認
 - ・時差出勤や在宅勤務等による接触機会の低減、従業員の体調確認や体調不良者の休暇取得
 - ・自宅待機の方等が増えても業務を継続させられるよう、非常時の業務運営についての事前確認
- 医療機関が発行する検査結果や治癒の証明書を求めないこと
 - ・発熱等の症状があっても休んだ従業員や児童生徒に対して、新型コロナやインフルエンザの「陽性又は陰性であること」「治癒したこと」について、医療機関の検査や証明を求めないこと